

第26回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成24年11月6日(火)新発田市役所本庁舎3階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第27回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 丸山 元嗣 (公募委員) (出席) 委員 芹野 暁子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成24年5月1日～平成24年8月31日	
抽出案件	8件(対象工事総件数110件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第2号 川東統合小学校校舎棟新築(建築)工事 ・教受第3号 川東統合小学校校舎棟新築(電気設備)工事 ・特加補第3号 加治川処理区(1502他12)管渠工事 ・受託第3号 猿橋コミュニティセンター西棟外部改修工事 ・教受第1号 川東中学校旧屋内体育館棟解体工事 ・改紫第2号 配水管入替工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・特紫補第1号 紫雲寺本町中継ポンプ場プラント電気設備付帯工事 ・配水第2号 総合監視制御システム大規模改修工事

委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	特になし
その他	傍聴者3名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(制限付一般競争入札について)</p> <p>(教受第2号 川東統合小学校校舎棟新築(建築)工事)</p> <p>(教受第3号 川東統合小学校校舎棟新築(電気設備)工事)</p> <p>・入札の辞退者が多いが、原因は何か。</p> <p>・どのようなプロセスで辞退をするのか。</p> <p>・業者は工事概要や入札参加要件を知ったうえで入札参加しているのか。</p> <p>・入札公告(公示)期間はどのくらいか。</p>	<p>・教受第2号 川東統合小学校校舎棟新築(建築)工事では、10者が入札参加申込みをして、うち4者が辞退している。推測ではあるが、辞退理由としては、この案件は監理技術者を専任で配置することを義務付けており、入札参加申込みをしたが、他の工事との兼ね合いで技術者の配置ができなくなり、辞退したものと考えられる。</p> <p>・電子入札システム上で、入札参加申込み、入札、辞退を行えるようになっている。入札参加申込み期間に自由に参加申込みをしていただき、入札書を入れる期間に辞退ができるようになっている。</p> <p>・入札公告や金額を抜いた設計図書は公表しており、業者は参加要件等を知ったうえで参加している。</p> <p>・入札参加申込みから入札までの見積期間については、建設業法に定めがあり、設計額が5千万円以上の案件では15日以上、5千万円未満であれば10日以上の見積期間を設けられるよう、公告期間を設定している。</p>

意見・質問	回答
<p>(特加補第3号 加治川処理区(1502他12)管渠工事)</p> <p>・総合評価の技術評価点に大きくばらつきがあるがなぜか。</p>	<p>・今回の案件で技術評価点に差がついた要因は、2つ挙げられる。1つは工事成績評定点の平均点による配点の差であり、最も配点の高い業者で4点、最も配点の低い業者では1.86点となった。もう1つは、この案件が簡易提案型の総合評価落札方式であるため、簡易な施工計画の配点の差であり、最も配点の高い業者で8点、最も配点の低い業者では2点となり、大きな差が生じたことによる。</p>
<p>(受託第3号 猿橋コミュニティセンター西棟外部改修工事)</p> <p>・初回の入札では、最低入札価格と最高入札価格を比べると入札価格に2倍の差がある。しかし、その後の再入札では、業者間の入札価格がほぼ横ばいになっているがなぜか。</p> <p>・初回の入札で最高入札価格を入れた業者が再度入札で入札価格を大きく下げた理由は何か。</p> <p>(教受第1号 川東中学校旧屋内体育館棟解体工事)</p>	<p>・あくまでも業者が入札した結果であり、原因の分析は難しい。</p> <p>初回の入札で予定価格以下の入札者がなく、不調になった場合は、不調になった旨と最低入札価格を入札参加者に公表している。そのため、再入札では、初回の最低入札価格が目安となり、ほとんど差が生じなかったものと考えられる。なお、再入札で初回の最低入札価格未満の入札ができない業者は辞退している。</p> <p>・初回入札が不調になった場合、再入札では内訳書の提出は必要がなく、価格を下げた分析はできないため、理由は推測できない。</p>

意見・質問	回答
<p>・この案件の入札参加資格要件には公募ランクがないが、公募ランクのない工種は何か。</p> <p>・解体工事では入札価格の積算が難しいのではないか。解体工事に最低制限価格を設ける必要があるのか。</p> <p>・入札価格にばらつきがある中、最低制限価格と同額の入札者がいるが、検証しているか。</p> <p>・ランク付けのない工種では登録業者数が少ないとの説明であるが、とび・土木・コンクリートは参加しやすい工種なのか。</p> <p>・解体工事の中で大きなウエートを占める項目は何か。</p>	<p>・ランク付けをしている工種は、土木、建築、電気、管の4工種である。この4工種には多くの業者が登録しており、それぞれの業者の能力に応じてランク付けをしている。この4工種以外は、登録業者数が少ないため公募ランクを設定しておらず、他市でも同様の傾向がある。</p> <p>今回の案件は特別な資格要件が無く、比較的参加し易かったため、入札参加者が多かった。</p> <p>・あまりにも安い価格で落札した場合、廃材の不法投棄を招く恐れなども考えられ、適正な採算性のある価格設定をしたものである。</p> <p>・その都度分析し、検証を行っており、最低制限価格と同額の業者の内訳書の積算金額は、市が作成した設計書の各項目の設計価格といずれも異なっていた。積算した内訳を積み上げた結果、最低制限価格と同額になったものと考えている。</p> <p>・とび・土木・コンクリートの工種には、解体工事やガードレールの設置など様々な種類の工事がある。特に解体工事については、業者が参加しやすいのではないかと考えている。</p> <p>・解体費が最も大きなウエートを占めている。解体の直接工事費が800万円程度、廃材運搬処分費用が200万円程度になっている。解体の直接工事費に比べ、廃材運搬処分費が低い理由としては、体育館は鉄骨造であり、鉄骨の解体には手間がかかるが、スクラップとなった鉄骨はお金に換金でき、廃材運搬処分費が低く抑えられるからである。</p> <p>コンクリート造の校舎本体の解体工事であれば、解体には手間がかからないかわりに</p>

意見・質問	回答
<p>(随意契約について) (配水第 2 号 総合監視制御システム大規模改修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格と業者の見積額に開きがある。どのように予定価格を設定したのか。 1 者との随意契約であるため、他に競争相手がいない。相手先の製作機器を市が積算する際は、注意が必要でないか。 <p>(2) 第 2 7 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の事案抽出を芹野委員に委任。 <p>4 閉会</p>	<p>コンクリートの廃材運搬処分費が大きくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積算については、県土木部の積算基準、厚生労働省の積算基準、建設物価などの公表価格、水道局の単価を使い、これらにないものは業者からの見積を適用している。 業者の見積を適用したものについては、機器やソフトウェアの改修費である。